

第 4 次青森県障害者計画（案）に関する意見の反映状況等

No.	項目	関連ページ	委員等	意見の概要	反映状況
1	Ⅲ-2-(4) -② 相談・情報提供体制の整備	29	山越委員	<p>身体に障害のある方の各種の相談に応じて、必要な助言などを行う役割のために、身体障害者相談員が設置されています。私自身も、青森市で聴覚障がい（ろう者）分野の身体障害者相談員 3 人のうちの 1 人として委嘱を受けています。3 人で地域を分担して、地域のろう者から相談があれば、市役所など窓口を紹介したり助言をしています。しかし、土曜日、日曜日や夜間など市役所が開いていない時間に、ろう者が困ったことや手話通訳をお願いしたいことがあれば、私どものろう者の身体障害者相談員に相談があります。その時は、相談相手のろう者のところに行って、相談相手になって、必要な時には手話通訳者に連絡して通訳依頼をしています。このように、身体障害者相談員は、地域の身近な相談者として活動しているので、今回の計画の「①相談・支援体制の整備・充実」のところに、身体障害者相談員のことについても載せてほしいと思います。</p>	<p>29ページ6行目～8行目について、次のとおり修正しました。 「〇市町村障害者生活支援センター（※23）の活用や身体障害者相談員・知的障害者相談員の配置等により、身近な地域において、障害者に対する総合的な相談・生活支援・情報提供を行う体制の整備を支援します。」</p>
2				<p>ろう者は手話を使って相談するので、やはりろう者の方が相談しやすいです。これからは、できれば、障害別でろう者の相談員の増員や専門研修の充実なども要望したいです。また、休日や夜間で急ぐときは、手話通訳者個人の連絡先に連絡していますが、そのような場合の連絡のしくみづくりなどはできないのでしょうか。</p>	<p>今後施策を進めていく上で参考にしていきます。</p>
3	Ⅲ-8-(2) 障害者の文化・芸術活動への参加機会の拡大	54	山越委員	<p>全国各地で字幕や手話等での説明および情報提供の例が増加していますので、青森県でも、県民へ平等に情報提供する機会を確保する必要があると考えます。これを、第 4 次青森県障害者計画でも主な施策に位置付けてください。</p>	<p>54ページ17行目～18行目に、次のとおり追加しました。 「〇字幕や音声ガイド、手話等での説明の提供等、文化芸術の鑑賞の機会の拡大に向けた環境整備の充実を図ります。」</p>

No.	項目	関連ページ	委員等	意見の概要	反映状況
4	Ⅱ-1-(3) 教育の状況	14	対馬委員	特別支援学校と特別支援学級の在籍数のみ紹介されていますが、発達障害等による通級による指導を受ける児童生徒が増加していると聞いています。また、特別支援学校では、様々な教育相談や地域の障害のあるお子さんを支援しているようです。このような取組を紹介してはいかがでしょうか。	当該箇所は状況について記載する箇所とさせていただき、取組については、Ⅲ-5の「教育の充実」（43ページ15～16行目、44ページ20～24行目）での記載とさせていただきます。なお、通級の児童生徒数の推移については、16ページ5行目に図表23として追加しました。
5	Ⅲ-2-(1) 利用者本位の生活支援体制の整備	24	対馬委員	（基本的方針）で「障害者が障害の有無に関わらず、・・・」の文章ですが、障害があるから障害者というのではないのでしょうか。「障害の有無に関わらず、・・・」又は「障害者が・・・」の方が良いのではないのでしょうか。	24ページ7行目について、次のとおり修正しました。 「障害者が障害の有無に関わらず、地域で安心して暮らすことができるようにするため、市町村における保健・医療・福祉等の各種サービスの一体的かつ広域的な提供体制の構築を推進します。」
6	Ⅲ-4-(3) -② 発達障害児（者）	40	対馬委員	発達障害児（者）の支援は、医療機関の診断・支援とともに、早期からの教育支援が大切だと思われます。「保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携・・・」のように教育との連携にも触れていただきたいと思ひます。	40ページ24行目～25行目に、次のとおり追加しました。 「○各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築に向け、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進を図り、地域の実情に応じた体制の整備を推進します。」
7	Ⅱ-1-(4) 障害者の雇用状況	19	桐原委員	図表27について、「障害者数」とは、雇用されている障害者の人数ですか？単位がなく小数点がついているので、どういうデータなのか理解できないので、説明をお願いします。「障害別」の雇用者数と雇用率を示していただきたいです。特に精神障害者の雇用の状況を把握したいです。県関係でも調査して公開していただきたいです。	「障害者数」は常勤換算によるデータです。週の所定労働時間が30時間未満の場合は、0.5人として計上されます。また、青森労働局による資料では、公的機関における障害種別の雇用者数・雇用率は公表されておりません。なお、県における障害者雇用の状況については、毎年度本協議会で報告しており（令和3年度分は10月20日開催の本協議会資料1-3 35ページ）、引き続き同様に報告していきます。

No.	項目	関連ページ	委員等	意見の概要	反映状況
8	Ⅲ-3-(3) 防災・防犯・交通安全対策の推進	34	桐原委員	障害者の家族（親）も相当数の方が後期高齢者でひとり親になってしまって、老障介護の現実が迫ってきています。身体のかかない親と、世間とのコミュニケーションを取ることが困難な障害者が、大きな災害に見舞われた時の事を話すとき、「残しては行けないからこのまま一緒に死ぬ。」と言う方が未だに多いです。包括支援センターや相談支援事業所が、「国民皆保険」や「国民年金」くらいに浸透していれば、説得しやすくなると思いますので、印象的で効果的な広報よろしくおねがいします。	引き続き、相談支援事業所や包括支援センターの周知等、広報・啓発に取り組んでいきます。
9	Ⅲ-6-(1)-① 障害者の雇用促進	46	桐原委員	県の雇用についてですが、障害者の採用の基準を示して欲しいです。採用したい人材の基準がわかりません。健常者に近い程度の障害者なのか、一定の支援を受けることで決められた作業ができる程度なのか等参考になるような情報が欲しいです。また、行政が採用するのであれば、法定雇用率達成とか労働力の補填のためだけでなく、障害者雇用促進の一助になるような形での採用を考えて頂ければと思います。実際に一緒に働いてみて、お互いにどんなサポートが必要かなどを調査して頂きたいです。行政ならではの観点から、積極的に取り組んでいただければありがたいです。	障害者の採用基準については、実際の募集要項等をご確認いただきますようお願いいたします。また、いただいたご意見については、今後施策を進めていく上で参考にさせていただきます。
10	Ⅲ-6-(1)-③ 障害者の就労支援・就労定着支援	47	桐原委員	「工賃向上計画」についてですが、工賃アップの取り組みはどこでも頭が痛い問題です。特にこの数年はコロナ禍の影響で、販売関係は大打撃を受けました。応援して下さっていた店舗が閉店に追い込まれたり、イベントがなくなったりと当てにしていた収入が激減しました。コロナ前の日常への回復が先決だと思っています。県としてはどのような形での支援を目指されているのかをお聞きしたいです。	県では、これまで工賃向上のための支援策として、県内の障害者就労支援事業所が生産した農産物等を各圏域ごとに一同に集め販売する「農福連携マルシェ」の開催や、中小企業診断士を障害者就労支援事業所に派遣して生産活動に係るアドバイスを行う事業を実施するなどの取組を行っています。今後も、工賃向上に向け支援していきます。

No.	項目	関連ページ	委員等	意見の概要	反映状況
11	Ⅲ-3 生活環境の充実	32	小田垣委員	(現状と課題)について、県民の自助・共助の意識の向上、そして、公助についての情報の周知徹底。	32ページ4行目について、次のとおり修正しました。 「(略) <u>公助に係る取組等を周知しつつ</u> 、県民の自助・共助の意識の向上、定着を図るとともに、効果的な防災訓練の実施などにより、地域の防災力の実効性を高める必要があります。
12	Ⅲ-7-(5) 読書バリアフリーの推進	52	小田垣委員	(主な施策)の3つ目について、視覚障害者がインターネットやスマホ等を利用して・・・	スマートフォンについてはインターネットに接続する手段の一つですので、原稿どおり「インターネット」という用語で括った表現とさせていただきます。
13	Ⅲ-8) スポーツ・文化・芸術活動への参加促進	53	小田垣委員	障害者スポーツは、特殊な用具や特別な会場が必要とされるため、環境の整備に努めてほしい。	今後施策を進めていく上で参考にしていきます。
14	Ⅲ-3-(2) 移動・交通対策の推進	34	パブリックコメント	公共交通機関でのトラブル発生や電車遅延などのアナウンスが放送のみで行われるため、情報が得られず適切な行動を取れないことがあります。そのため、「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン P78、2. 誘導案内設備に関するガイドライン①視覚表示設備」に基づいて、以下の通り提案します。 (提案) P33～P34 「(2) 移動・交通対策の推進」の取り組みに追加 「公共交通機関において、文字表示による案内の整備を推進することにより、ハード面でのバリアフリー化を推進する。」と追加してください。	34ページ17行目～18行目に、次のとおり追加します。 「○公共交通機関において、文字表示での案内等によるバリアフリー化の取組を支援します。」

No.	項目	関連ページ	委員等	意見の概要	反映状況
15	Ⅲ-3-(3) 防災・防犯・交通安全対策の推進	34	パブリックコメント	<p>P34～P35 「(3) 防災・防犯・交通安全対策の推進 ①昨今の災害事情を踏まえた県民の多様な視点を取り入れた防災対策の確立」4つ目の○部分「災害時の情報伝達方法」について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 P52 (2) 多様な手段の活用による情報伝達」に基づいて、以下の通り提案します。</p> <p>(提案) 災害時、手話による情報の取得が可能になるよう聴覚障害者用情報受信装置を主な公共施設に設置し、また、スマートフォン等に市町村からの避難情報を配信する緊急速報メールシステムの構築を検討してください。</p>	今後施策を進めていく上で参考にしていきます。
16	Ⅲ-3-(3)-③ 交通安全対策の推進	36	パブリックコメント	<p>運転免許試験場や警察署、交番などでも、聴覚障害者に対する理解を深め手話による手続きが可能になるよう、青森県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(研修・啓発)第8に基づいて、以下の通り提案します。</p> <p>(提案) P35～P36 「(3) 防災・防犯・交通安全対策の推進 ④交通安全対策の推進」の取り組みに追加 「警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組むとともに、障害者のコミュニケーションを支援するため、手話で会話ができる警察官等の交番等への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等を図る。」と追加してください。</p>	<p>36ページ5行目の見出しを「④ 交通安全対策の推進等」に修正した上で、8行目～10行目に次のとおり追加します。</p> <p>「○ 警察職員に対し、障害のある人に対して適切に対応できるよう、障害及び障害者に対する理解を深めるための教養に取り組むとともに、あらゆる現場での相手の立場に立った警察活動を推進します。」</p>

No.	項目	関連ページ	委員等	意見の概要	反映状況
17	Ⅲ-5-(1)-② 障害の状態や教育的ニーズに応じた教育の推進	44	パブリックコメント	<p>補聴器や人工内耳等による補聴技術の向上により、特別支援学校や特別支援学級に在籍していな聴覚障害のある生徒がいますが、十分な情報保障がなく、授業等に参加しづらい状況があるため、P44「②障害の状態や教育的ニーズに応じた教育の推進」2つ目の○に関連して、以下の通り提案します。</p> <p>(提案) 「障害のある幼児児童生徒には、学校等が提供する様々な機会において、障害のない幼児児童生徒と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の合理的配慮を含めた必要な配慮、教科書・教材に関する合理的配慮を含めた必要な配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。」と追加してください。</p>	御意見のとおり、合理的配慮の提供は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で義務付けられております。そのため、本計画のI-4-(3)役割分担(3ページ17行目～19行目)においても、合理的な配慮を行うなどの着実な推進について明記されております。いただいた御意見は今後施策を進めていく上で参考にさせていただきます。
18	Ⅲ-8-(2) 障害者の文化・芸術活動への参加機会の拡大	54	パブリックコメント	<p>P54「(2)障害者の文化・芸術活動への参加機会の拡大」について、手話や文字による情報保障がないために参加したくてもできないことがほとんどです。これに関連して、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第9条に基づき、以下の通り提案します。</p> <p>(提案) 「博物館や美術館、地域の文化施設における、文化芸術活動の公演、展示等において、字幕、音声による解説、手話による案内、触察資料の提供、障害者向けの鑑賞イベントの実施等、障害者のニーズを踏まえつつ、ICT等を活用しながら、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進し、文化施設へのアクセシビリティの向上を支援する。」と追加してください。</p>	54ページ17行目～18行目に、次のとおり追加しました。 「○字幕や音声ガイド、手話等での説明の提供等、文化芸術の鑑賞の機会の拡大に向けた環境整備の充実を図ります。」